

Covid-19 国家対策指導委員会

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

No 3949/CV-BCD

ハノイ、2020年7月24日

ビジネス目的でベトナムに入国する専門家への Covid-19 対策確保の強化について

宛先：一各省、省レベルの機関、政府直属機関

一各省、中央直属市の人民委員会

現在、投資家、技術専門家、高度技能労働者、企業管理者（以下専門家という）である外国の専門家がベトナムに入国し、SARS-CoV-2 検査で陽性となった症例の増加傾向がある。感染症対策の厳正かつ安全な実施を確保しつつ専門家の入国の環境を整備し、サポートするため、Covid-19 国家対策指導委員会は以下の内容を各省庁及び各省、市の人民委員会が実施するよう要請する。

1. ビジネス目的で専門家を招く各機関は以下のことを確保するよう通知する。

一専門家がベトナムに入国する3日から7日前の間に、Real Time-PCR を用いて、SARS-CoV-2 について検査を受ける。SARS-CoV2 検査は政府に承認される検査室又は世界保健機関の検査室システムに属する検査室で実施されなければならない。

一専門家は国際医療保険を保有するか、又は専門家を招く組織は、（専門家が）COVID-19 陽性となった場合の治療費を負担する。

一専門家を招く機関はビジネス目的で専門家を招聘する場合は、Covid-19 対策の安全確保に責任を負う。

2. 専門家がベトナムで仕事をするための手続きを完了できるよう環境を整備する。

3. 仕事のため、ベトナムに入国する投資家、技術専門家、高度技能労働者、企業管理者である外国人への支援に関する Covid-19 国家対策指導委員会の2020年5月23日付きの公文書2487/CV-BYT における要請を引き続き厳正に実施する。

4. 本文書はチケット（当館注：航空チケット等）をすでに取得し、2020年8月5日までにベトナムに入国する専門家は適用の対象外とする。

ありがとうございます。

委員長代理サイン

グエン・タン・ロン保険大臣代理

宛先：

—上記のとおり

—Covid-19 国家対策指導委員会のメンバー

—各副大臣

—63省、市の保管局（実施のため）

—63省、市の疾病感染センター（実施のため）

—保管：文書、